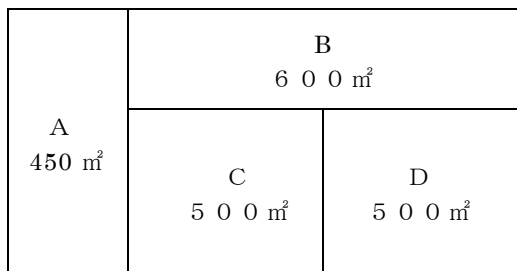


《「一団の土地」について》

1. 個々の面積が一定面積に達しなくても、同一の利用目的を持って買い集める土地の合計が一定面積以上となる時

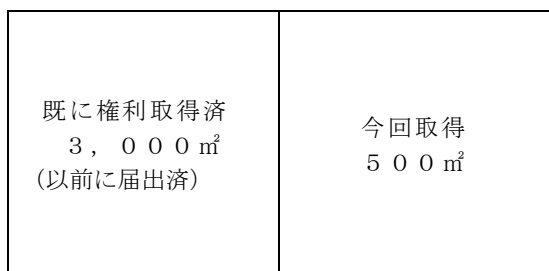


例) 市街化区域内での土地の所有権の移転

	(面積)	(譲渡人)	(譲受人)
Aの土地	450 m <sup>2</sup>	甲	戊
Bの土地	600 m <sup>2</sup>	乙	
Cの土地	500 m <sup>2</sup>	丙	
Dの土地	500 m <sup>2</sup>	丁	
合計	2,050 m <sup>2</sup>		

※一定の利用目的による「買い集め」であれば、個々の土地の契約の時期は問いません。契約書が複数の場合、それぞれの契約書の内容ごとに届出が必要となります。

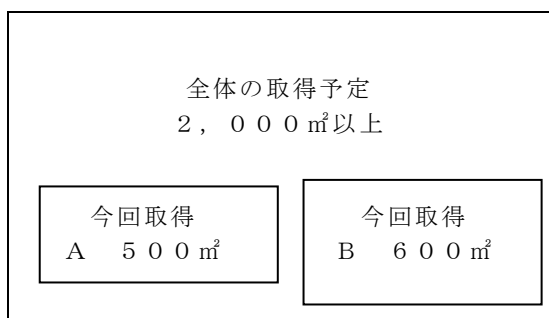
2. 既に一定面積以上の土地の権利を取得していて、一連の事業計画のもと、さらに隣接地を取得するとき



例) 市街化区域内での土地の所有権の移転

新たに取得する土地が2,000 m<sup>2</sup>未満(500 m<sup>2</sup>)であっても、届出が必要となります。

3. 一定の計画に基づき、一定面積以上の土地の権利を取得しようとして「買い進み」を行っていく場合

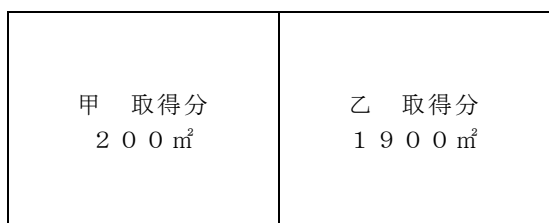


例) 市街化区域内での土地の所有権の移転

	(面積)	(譲渡人)
Aの土地	500 m <sup>2</sup>	甲
Bの土地	600 m <sup>2</sup>	乙
合計	1,100 m <sup>2</sup>	

取得済みの面積と今回取得した面積の合計が一定の面積に達していなくても、計画的に「買い進み」を行い、将来的に「一団の土地」として一定面積以上となることを予定している場合は、それぞれの土地の権利取得のたびに届出が必要となります。

4. 2つ以上の会社が譲受人となり一定面積以上の土地の権利を取得する場合



例) 市街化区域内での土地の所有権の移転

(譲受人)	(面積)
甲 取得分	200 m <sup>2</sup>
乙 取得分	1,900 m <sup>2</sup>
合計	2,100 m <sup>2</sup>

1社の持分の面積が一定面積に達しなくても、同一の利用目的を持って買い集める土地の合計が一定面積以上となるため、両者とも届出が必要です。

なお、ひとつの契約書であれば1つの届出書で連盟により届け出することも可能です。会社ごとに提出する場合は、届出書の対価の額・面積等に関する事項の欄に記載する内容は、各社の持分を記載してもらいます。(甲社の場合 200 m<sup>2</sup>)